研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 2 5 日現在

機関番号: 54301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2019~2023 課題番号: 19K01273

研究課題名(和文)官吏・典獄と被収容者から読み解く、明治日本の監獄

研究課題名(英文)A Study of Prisons Focusing on Prison Officers and Inmates in the Meiji Period

研究代表者

兒玉 圭司 (Kodama, Keiji)

舞鶴工業高等専門学校・その他部局等・教授

研究者番号:10564966

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、明治期における監獄制度の展開を、監獄に関わる官吏、被収容者、そして彼らに対する"見方"(個票や統計の書式)に注目して捉えようと試みたものである。その結果、1890年頃から、監獄行政に携わる官吏に求められる素養が変化し、専門化が進められることが明らかとなった。また、同時期以降、監獄を扱う専門雑誌や典獄同士のネットワークを通じて、現場からも統計書式や処遇の改善が求められていることを確認できた。研究代表者は、1890年代以降に日本の監獄の近代化が進んだと考えているが、本研究を通じて、官吏の登用方針や官吏の活動、実務上の各種書式といった側面から、そうした見方を補強できたものと考える。

本研究で採用した、「担い手」に着目して制度の変更・展開を論じる手法は他の領域にも応用可能で、隣接諸分野との対話可能性をもつ成果といえるように思う。

研究成果の概要(英文): This study attempts to capture the development of the prison system in the Meiji period by focusing on prison officers, inmates, and the format of various documents used to understand them.

As a result, it was found that from around 1890, the elements required of prison officers changed and the specialization was promoted. In addition, since around this time, prison officers in the field began to demand improvements in forms and treatment through specialized magazines dealing with prisons and a network of prison officers.

The research leader believes that the modernization of Japanese prisons has advanced since the 1890s, and this research reinforces this view in terms of the policies for the promotion of prison officers, the activities of prison officers, and changes in document formats.

研究分野: 日本法制史

キーワード: 監獄 行刑史 内務省 典獄 警察監獄学校 自由刑

1.研究開始当初の背景

本研究は、近代日本、特に明治期の監獄が、近世から連続しているのか、断絶しているのか すなわち、明治日本は「西洋」「近代」的な監獄を獲得できたのか という問いに対して、 これまでにない視点から答えを求めるものである。

一般に、近代日本では西洋法の継受が行われ、1900年代初頭までには概ね西洋の法原則にもとづいた諸法典が整備されたと解されている。そして、刑罰や監獄をめぐっても、同様の説明がなされてきた【平松義郎 1972 など】。しかし、それと併存する形で、現在にいたるまでわが国の矯正行政には「日本的特質」が認められるとの評価が根強く存在する【澤登俊雄 1990、松尾浩也 1994、高塩博 2004】。さらに、近年では歴史学や思想史の側から、日本の監獄における「近代」の獲得について言及がなされており【安丸良夫 1999、ダニエル・V・ボツマン 2009】、近代日本の監獄の「近代性」や「普遍性」については、法学・歴史学にまたがってさまざまな見方が交錯している状況にある。

この間、法制史学や実務家の側からも、実証性を高めた研究が発表されている【姫島瑞穂 2011、 小澤政治 2014】が、一連の研究にはやはり法令・制度を中心に論じているという制約・限界が あり、上掲の問いに対して新たな材料を提示するにはいたっていない。

そこで本研究では、法学的には「西洋法の継受をなし得たのか」、歴史学からいえば「「近代」を獲得したか」という問いへの解答を念頭に、監獄を取り巻く"人"に着目し、官吏の学識やキャリア、被収容者の属性などを分析することによって、実態として明治期の監獄にいつ、どのような変化が生じているかを捉えたい。

仮に、管理する側の人々、被収容者、あるいはその"見方"に確実な変化がおとずれていたならば、それこそは間違いなく監獄に生じた一つの転換点であり、制度の連続・断絶を評価する上での有力な証拠となるであろう。

2.研究の目的

明治日本の監獄は、「西洋」「近代」化を遂げたのであろうか?また、日本の行刑・矯正の特色としてときに言及される「日本的特質」とは何で、どこに由来するものであろうか?本研究は、それらの疑問に答えるため、監獄を管理する人(官吏・典獄)、収容される人(被収容者)、そして彼らに対する"見方"(個票や統計の書式)に注目し、明治期の監獄を従来とは異なる角度から捉え直してみたいと考えたものである。

具体的には、官吏・典獄の学識・キャリアやネットワーク、被収容者の人数や罪質・属性、被収容者を捕捉・理解するための個票・統計の書式について、その内実や変遷を検証する。この作業を通じて、いつの時点でどのような変化が生じているか、西洋法の知識がどこまで受容されているか/日本の伝統的な要素を見てとれるか、を確認したい。

3.研究の方法

本研究は、以下の3点の要素に着目して進めてきた。

(1) "ものさし"を作る人・測る人に着目する

監獄行政の担い手である司法・内務官僚や、典獄(刑務所長)の学識・経歴・キャリアを確認 し、その傾向と転換点を探ることによって、監獄の変化を見極める。

研究代表者者は先に、明治中期に設立された監獄事業の協賛団体「大日本監獄協会」を取り上げて、その創設メンバーや公撰議員の学識・経歴等を検討した(「1880 年代における監獄改良論者の人脈と思想的基盤について」『刑罰をめぐる法文化』、67-97 頁、2018 年 』 その過程において、東京感化院の関係者と、フランス法の知見を得た内務官僚との間に深いつながりがあること、典獄層には、かつて自由民権運動に身を投じて拘禁された経験を持ち、政党関係者と一定の繋がりを持った人物が多いことに気がついた。このことから、監獄に携わる官吏の間に、学識や経歴、キャリアに応じたネットワークが存在することが推測できる。また、予備調査によって、監獄行政に関わる官吏にも、時期に応じてそのキャリアコースに変化があることを確認できており(司法官・府県知事等への転身が見込める時期 内務省本省と現場とを往復する時期 刑務官の専業化が進む時期、など)この作業を続けることで、典獄のキャリアや学識、および官吏として求められる素養やその変化を、ある程度把握することができたように思う。

また、『大日本監獄協会』・『警察監獄学会雑誌』への寄稿者や記事の内容、さらには矯正図書館の所蔵史料を用いて、1890年代に存在した典獄同士のネットワークとその活動に着目することで、同時期の現場から求められた監獄改良活動についても明らかにできると考える。

(2) "ものさし"自体の成り立ちを検証する

被収容者に関する個票や統計は、各種法令によって根拠づけられている。それでは、個票・統計の書式や記載項目には、どのような変化が見られるだろうか。本研究では、個票・統計の書式とその根拠法令に注目し、記載項目がどのように変化しているか(つまり、立法者はどのような観点から被収容者を見ているか)、その母法は何にあたるかを確認したい。

研究代表者は以前、論文中で受刑者の行状監視・評定に関する規則を取り上げたが(「明治前期の監獄における規律の導入と展開」『法制史研究』64号、1-57頁、2015年)、そこでは、当局の側が理想とする受刑者像をみてとることができた。したがって、個票や統計の書式を追うことによって、管理する側が監獄をどのような施設として捉えているか(近代的な「規律」や、西洋の刑事学・監獄学をどの程度受容しているか)を読み取ることができるものと考える。

(3) "ものさし"によって測られる人々を追跡する

この段階では、残された個票や統計を用いて、被収容者の分析を試みる。そのことによって、 犯罪件数・被収容者数はもちろん、被収容者の属性(年齢や教育程度)についても把握すること が可能となり、明治日本の刑罰や監獄をめぐるイメージ、さらには被収容者の変化・変質を、よ り実態に近いところで把握できるようになるはずである。

4. 研究成果

(1)については、すでに2本の研究論文を発表している。1本は、福島至ほか編『團藤重光研究 法思想・立法論、最高裁判事時代』(日本評論社、2020年2月)に収められる「團藤文庫『警察監獄学校設立始末』から見えてくるもの-明治32年・警察監獄学校の設立経緯(175-197頁)であり、警察監獄学校の設立経緯について従来の説明に新たな要素を加えるとともに、同所で学んだ官吏がどのようなキャリアを歩んでいくのか確認した。

もう1本は、「明治中・後期の典獄-異動の傾向・特徴とその背景-」『法史学研究会会報』23号(2020年3月、137-146頁)であり、明治中期・後期を通じ、どのようなキャリアを持つ人材が典獄に任官しているのかを確認した。

両論文により、典獄の位置づけが時代に応じて変化していることを示すことができた。大きな 転換点は、地方官・警察官と交差するキャリアコースの一段階に位置づけられていた明治 32 年 までと、そうした流動性がなくなる明治 33 年以降である。明治 33 年以降、典獄は主な人材供給 源(=地方官)を失ったため、異動が劇的に減少する。また、監獄官からの内部昇格は引き続き 行われるが、その際には警察監獄学校の卒業生など、一定の学識を有する者が多数登用されるよ うになる。このように、本研究では明治期の監獄における人的な質の変化とその転機を示すこと ができたと考える。

なお、両論文および今後発表を予定している研究成果からは、明治 20 年代後半には政府の側が監獄官の人材不足を問題視していたこと、また、専門的知見をもつ人材を養成し、登用したいと考えていたこと(明治 32 年に設立された警察監獄学校は、元々、そうした人材の輩出を目的に据えていた)、判任官や典獄を登用する際のルールを整えてゆくことによって、そうした目的を達成したこと、なども確認できた。こうした動きはもちろん、長年監獄行政に携わった典獄や監獄官の要望とは異なるものであった。

(2)および(3)に関しては、2024年6月現在、この点に関する学会報告を予定するとともに、その内容を研究論文にして発表したいと考えている段階である。

したがって、その成果が公表されたのち、改めて研究報告書をまとめたい。

(4)なお、本研究課題が最終的な目的とする「明治期の監獄が、近世から連続しているのか、断絶しているのか すなわち、明治日本は「西洋」「近代」的な監獄を獲得できたのか」という問いに関しては、「自由刑の場としての「監獄」」『歴史評論』876 号 (2023 年 4 月、19-29 頁)を発表した。同誌に掲載された、拙稿を含む特集「「監獄」研究の現在」では、分野の異なる複数の研究者がさまざまな観点から明治期の「監獄」を論じており、本研究が目標とする「明治日本が「西洋」「近代」的な監獄を獲得できたか」という論点への、各領域からの応答となっている。本論文は、研究代表者の従来の研究をまとめる形で、「監獄」で行われた自由刑がいかなる理念のもと、どのような形で執行されていたかを、"刑罰の不可視化"という観点から論じた。ここでは、刑罰の執行が施設内で行われることのみではなく、日本において伝統的に行われていた自由刑の外役(構外作業)とその目的・意義にも着目し、外役の縮小と、その背景にある刑罰理論の定着をもって、明治日本に(近代的な)「監獄」が成立したと評価できるのは、1890 年代であると結論づけた。

5 . 主な発表論文等

「姚蚌論文】 計2件(うち本語付論文 1件)うち国際共革 0件)うちオープンアクセフ 0件)

【雑誌冊又】 計2件(つら直読1)冊又 1件/つら国際共者 0件/つらオーノファクセス 0件)	
1.著者名 兒玉圭司	4.巻 876
2.論文標題	5.発行年
自由刑の場としての「監獄」	2023年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
歴史評論	19-29
	本芸の左仰
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 . 著者名 兒玉圭司	4.巻
77—7	
2.論文標題 明治中・後期の典獄ー異動の傾向・特徴とその背景ー	5 . 発行年 2020年
2 1824-67	
3 . 雑誌名 法史学研究会会報	6 . 最初と最後の頁 137-146
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし 	有
│ オープンアクセス │	国際共著
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	L

兒玉圭司

2 . 発表標題

「矯正史料」の保存と利活用に向けて

3 . 学会等名

旧奈良監獄プロジェクトシンポジウム(招待講演)

4 . 発表年

2024年

〔図書〕 計2件

1 . 著者名 石塚伸一、村井敏邦、畠山亮、瀬畑源、山泉進、太田宗志、福島至、塚原英治、大貫挙学、西本成文、古川原明子、玄守道、兒玉圭司、出口雄一、岡崎まゆみ、大岩川嫩、山田早紀、田中伸尚、金子武嗣・橋口直太、浜田寿美男	4 . 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5.総ページ数 ⁴²²
3.書名 刑事司法記録の保存と閲覧	

1.著者名 福島至、畠山亮、岡崎まゆみ、太田宗志、小石川裕介、髙田久実、玄守道、出口雄一、兒玉圭司、赤坂幸 一、村井敏邦、古川原明子、斎藤司	4 . 発行年 2020年
2.出版社 日本評論社	5.総ページ数 337
3.書名 團藤重光研究 法思想・立法論、最高裁判事時代	
〔產業財産権〕	

〔その他〕

谷大学矯正・保護総合センター所蔵團藤重光文庫『警察監獄学校設立始末』	
tps://rcrc.ryukoku.ac.jp/dandoubunko/kangoku.html	

6 . 研究組織

 <u> </u>	NI D C NILL NEW		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------